

令和6年

総務委員会会議録

とき 令和6年4月16日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年4月16日（火） 午後1時00分～午後2時08分
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 せりざわ裕次郎 副委員長 塚本よしひろ
委員 澤田えみこ 委員 大倉たかひろ
委員 須貝行宏 委員 松本ときひろ
委員 石田秀男 委員 中塚 亮

出席説明員 堀越副区長 久保田企画部長
崎村企画課長 吉岡政策推進担当課長
井添SDGs推進担当課長 加島財政課長
長尾施設整備課長 横田デジタル推進課長
西澤DX戦略担当課長 佐藤経理課長
吉野税務課長 柏原区長室長
黒田新庁舎整備担当部長 品川広町事業担当部長
勝亦総務課長 石井コンプライアンス推進
担当課長
岡秘書担当課長 與那嶺戦略広報課長
木村人権・ジェンダー平等推進
課長 宮尾人事課長
田口人材育成担当課長 山下新庁舎整備課長
小林新庁舎建設担当課長 泉広町事業調整担当課長
大串会計管理者 今井選挙管理委員会事務局長
高山監査委員事務局長 大澤区議会事務局長

○午後1時00分開会

○せりざわ委員長

では、ただいまから、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、幹部職員の異動について、報告事項およびその他と進めてまいります。

また、審査の都合上、お手元に配付してございます、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて行います。

なお、施設整備課長が区民委員会へ出席するため、途中で退席されますので、あらかじめご了承ください。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

1 幹部職員の異動について

○せりざわ委員長

初めに、予定表1の幹部職員の異動についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○堀越副区長

幹部職員の紹介をまず私から。4月1日に副区長に着任いたしました、堀越でございます。引き続きどうぞよろしく願います。

○久保田企画経営部長

企画経営部長の久保田です。どうぞよろしく願います。

企画経営部は今回の組織改正で部名も変わりましたので、引き続きの管理職も含めまして、私からご紹介させていただきます。

初めに、崎村企画課長です。

○崎村企画課長

企画課長を拝命しました。どうぞよろしく願います。

○久保田企画経営部長

次に、吉岡政策推進担当課長です。

○吉岡政策推進担当課長

吉岡です。引き続きよろしく願います。

○久保田企画経営部長

井添SDGs推進担当課長です。

○井添SDGs推進担当課長

SDGs推進担当課長の井添と申します。よろしく願います。

○久保田企画経営部長

加島財政課長です。

○加島財政課長

財政課長の加島です。よろしく願います。

○久保田企画経営部長

長尾施設整備課長です。

○長尾施設整備課長

施設整備課長の長尾です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○久保田企画経営部長

横田デジタル推進課長です。

○横田デジタル推進課長

デジタル推進課長、横田と申します。引き続きよろしくお願ひします。

○久保田企画経営部長

西澤DX戦略担当課長です。

○西澤DX戦略担当課長

DX戦略担当課長の西澤です。よろしくお願ひいたします。

○久保田企画経営部長

佐藤経理課長でございます。

○佐藤経理課長

経理課長、佐藤です。引き続きよろしくお願ひします。

○久保田企画経営部長

吉野税務課長でございます。

○吉野税務課長

税務課長の吉野です。よろしくお願ひいたします。

○久保田企画経営部長

企画経営部は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○柏原区長室長

それでは、私のほうから、新しく組織になりました区長室の幹部職員をご紹介します。

まず、私が、区長室長になりました、柏原といいます。よろしくお願ひいたします。

勝亦総務課長でございます。

○勝亦総務課長

総務課長、勝亦でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひします。

○柏原区長室長

岡秘書担当課長でございます。

○岡秘書担当課長

秘書担当課長の岡です。引き続きよろしくお願ひいたします。

○柏原区長室長

石井コンプライアンス推進担当課長でございます。

○石井コンプライアンス推進担当課長

コンプライアンス推進担当課長の石井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○柏原区長室長

與那嶺戦略広報課長でございます。

○與那嶺戦略広報課長

戦略広報課長の與那嶺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○柏原区長室長

木村人権・ジェンダー平等推進課長でございます。

○木村人権・ジェンダー平等推進課長

人権・ジェンダー平等推進課長の木村です。よろしくお願いします。

○柏原区長室長

宮尾人事課長でございます。

○宮尾人事課長

人事課長の宮尾です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○柏原区長室長

田口人材育成担当課長でございます。

○田口人材育成担当課長

人材育成担当課長、田口でございます。引き続きよろしくお願いいいたします。

○黒田新庁舎整備担当部長

組織改正によりまして、総務部より区長室付となっております。引き続き、新庁舎整備担当部長を務めます、黒田でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、山下新庁舎整備課長でございます。

○山下新庁舎整備課長

新庁舎整備課長、山下でございます。よろしくお願いいいたします。

○黒田新庁舎整備担当部長

次に、異動者でございます。小林新庁舎建設担当課長でございます。

○小林新庁舎建設担当課長

新庁舎建設担当課長、小林です。よろしくお願いいいたします。

○品川広町事業担当部長

広町事業担当部長の品川でございます。以後よろしくお願いいいたします。

私からは、広町事業の幹部職員をご紹介します。

泉広町事業調整担当課長でございます。

○泉広町事業調整担当課長

広町事業調整担当課長の泉でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○品川広町事業担当部長

私からは以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○今井選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会事務局長となりました今井でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○せりざわ委員長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいいたします。

以上で、本件を終了いたします。

2 報告事項

(7) 第二延山小学校空調設備改修工事請負契約

○せりざわ委員長

次に、予定表2、報告事項を聴取いたします。

冒頭に申し上げたとおり、取り上げる順番を変更し、はじめに、(7)第二延山小学校空調設備改修工事請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、報告事項(7)第二延山小学校空調設備改修工事請負契約についてご説明いたします。

本件を含む報告事項(3)から(7)までの案件は、9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会に報告するものでございます。

お手元の経理課の資料、17ページをお開きください。第二延山小学校空調設備改修工事請負契約でございます。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は次の18ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

17ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億6,170万円、契約の相手方は、東海管・塩谷建設共同企業体、代表者、東海管工株式会社、代表取締役、石井幹男氏でございます。

支出科目は、令和5年度一般会計、令和6年度債務負担行為、工期は、令和6年9月13日でございます。

おめくりいただきまして、19ページの工事の概要書をご覧ください。

本工事は、第二延山小学校の空調機について、更新工事を行うものです。

参考に、次の20ページに建物の案内図、22ページまでに平面図をつけてございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

1点だけ教えてください。今もう、時期になったので、空調機を更新するというのは、これはそのとおり、やらざるを得ないと思います。それで、天井に埋め込み式でありますよね。あれは、すみません、普通のエアコン、家庭のものはほこりやカビを取るのに清掃できますが、天井というのは定期的な清掃の作業というのはやっているのですか。すみません、単純なことですけれど教えてください。

○長尾施設整備課長

工事の所管、あと施設の所管ではないので、一般的なお話としてですけれども、空調設備につきましては、室内機、やはり定期的な清掃というのが必要になってくるところです。そこら辺のメンテナンスの頻度であるとか、そういったところは施設の利用の状況とか用途によっても変わってくるかなとは感じておりますけれども、一般的にはそのようになっております。

○須貝委員

すみません、なかなか天井だとやりにくいなと思って、実際どうなのかなと。もし、後で教えていただければ、すみません、お待ちしております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言ないようですので、以上で本件を終了いたします。

○せりざわ委員長

次に、(1)令和6年度 組織改正についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○崎村企画課長

それでは、報告事項の(1)令和6年度の組織改正について、お手元の資料によりご説明いたします。

令和6年度の組織改正につきましては、昨年の第4回定例会において、企画部と総務部の再編ですとか、今年の10月の児童相談所の開設、また、健康推進部と保健所部門の一体化、体制強化などを内容といたします、品川区組織条例の一部を改正する条例についてご審議いただきまして、可決ご決定いただいたところです。その際に部・課の構成についてご説明をさせていただきましたが、本日はその他の係構成などにつきましてご説明させていただくものでございます。お手元の資料の改正した部分に下線を引いてございます。その中でも、太字のゴシック体の部分が係構成の改正部分となりますので、こちらを中心にご説明させていただきます。

まず、企画経営部でございます。資料の中ほどのデジタル推進課につきましては、DXを戦略的に推進する区の姿勢を示すために、担当課長の名称を、DX戦略担当課長に変更し、それに合わせて、係名称も同様にDX戦略担当に変更いたしました。

次に、2ページをご覧ください。区長室でございます。総務課では、区長部局における、いじめ相談窓口の設置、いじめ対策の強化、ハラスメント対応など、区職員の法令遵守のさらなる推進を図るために、コンプライアンス推進担当課長とともにコンプライアンス推進担当を新設いたしました。

また、自治体連携担当につきましては、自治体間の連携だけではなくて、官民連携についてもさらに推進するため、名称を官民共創担当に変更いたしました。

広報広聴課につきましては、戦略的な情報発信、都市ブランディング等を推進するため、課の名称を戦略広報課に変更し、区長室に移管いたしました。新たに都市ブランディングに取り組む区の姿勢を打ち出すため、シティプロモーション担当の名称を都市ブランディング担当に変更いたしました。

次に、人権啓発課につきましては、さきの第1回定例会で議決いただきました、品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会を実現するための条例の推進など、ジェンダーに係る課題に取り組む区の姿勢を示すため、課・係の名称をそれぞれ変更したところでございます。

人事課では、人材育成の取組を強化する区の姿勢を打ち出すため、研修担当の名称を担当課長名に合わせまして、人材育成担当へと変更したところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。地域振興部でございます。

戸籍住民課につきましては、戸籍証明書の広域交付や振り仮名法制化など、戸籍法改正に機動的に対応するため、戸籍届出係ほか4つの係を1つの係に統合いたしまして、スケールメリットを生かした柔軟な体制といたしました。ワクチン接種証明担当につきましては、新型コロナウイルス感染症の現況、また、区民に分かりやすいという観点から係を廃止し、当該事務を保健予防課に移管したところでございます。また、昨年度試行実施のおくやみコーナーにつきましては、今年度の本格実施に伴い、新たに係を設置いたしました。

その下、商業・ものづくり課につきましては、区内産業等の一層の活性化を図るため、課の名称を地域産業振興課に変更し、さらなる支援充実に向けて、創業・スタートアップ支援担当課長を新設いたしました。併せて課内の各係の編成を見直したところでございます。

次に、文化観光スポーツ振興部でございます。区の観光施策をさらに推進するため、部の名称を文化

観光スポーツ振興部に、課の名称を文化観光戦略課にそれぞれ変更いたしました。係構成につきましても、課名変更に伴い、文化部門、観光部門のさらなる連携強化を図り、両部門を融合した戦略的取組を推進するため、文化振興係と観光係の2係を統合したところでございます。

4ページをご覧ください。続いて、子ども未来部でございます。

まず、子ども育成課ですが、子ども施策の横断的課題の調整等を担う、子ども施策連携担当課長と併せて、子ども施策・計画担当を新設いたしました。また、区民により分かりやすい組織とする観点から、庶務係の名称を子ども育成係に、育成支援係の名称を児童センター管理運営係に変更するとともに、在宅子育て支援事業と、これまで保育支援課が所掌していた生活支援型一時保育、地域交流室に係る業務を集約して、新たに在宅子育て支援係を設置いたしました。

このほか、児童相談所の業務のバックアップ組織として、児童福祉審議会や子どもの権利擁護等を所掌する保護児童支援担当、児童養護施設等の入所措置、措置費支弁等を所掌いたします社会的養護推進担当を新設したところでございます。

子ども家庭支援センターにつきましては、来年度に開設を予定いたします子ども家庭センターの開設を円滑に進めるため、担当課長と併せて担当の係も新設したところでございます。

児童相談所開設準備課につきましては、本年10月の区立の児童相談所の開設に向けて、名称を児童相談課に変更するとともに、管理事務係のほか6つの係を設置したところでございます。

5ページにお移りください。

保育課、保育支援課につきましては、待機児童ゼロ達成や、こども家庭庁の発足等、保育情勢の転換期を迎える中で、機動的・効率的な組織体制を構築するため、保育園の改築や開設、入園相談等を所管する保育入園調整課と、公立・私立園の施設運営、研修等を所管する保育施設運営課に再編いたしました。これに併せて、係の構成もこれまでの8係から9係制へと変更したところでございます。

続いて、福祉部でございます。

福祉計画課では、部の庶務担当機能を維持しつつも、重層的支援体制の整備事業や、孤独・孤立対策事業などの事業を効率的に推進するため、地域包括ケア推進係を担当主査制へと移行したところございます。

高齢者地域支援課では、区民の分かりやすさという観点から、認知症サポート係の名称を認知症施策推進係に変更いたしました。

資料の6ページにお移りください。健康推進部、品川区保健所でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応を踏まえて、地域医療連携体制をさらに強化するため、新たな課として地域医療連携課を設置いたしまして、これまで健康課で所掌していた地域医療連携担当、保健調整担当を当課に移管いたしました。

また、健康推進部と品川区保健所の部の庶務担当業務の統合、整備に伴いまして、生活衛生課の庶務係については、一部業務を健康課へ移管するとともに、名称を管理係に変更いたしました。

保健予防課につきましては、保健予防係が所掌する各種予防接種の業務と、新型コロナウイルス予防接種担当の業務を統合いたしまして、新たに予防接種担当を設置するとともに、自殺対策など精神保健に係る施策をさらに推進するため、こころの健康推進担当という係を新設したところでございます。

次に、7ページをご覧ください。都市環境部でございます。

住宅課ですが、居住支援に係る取組について、区民により分かりやすい組織とするため、名称を空き家・居住支援担当へと変更いたしました。

品川区清掃事務所につきましては、各係の業務を平準化するとともに、スケールメリットを創出するため、許可指導係を廃止して、関連の業務を庶務係、事業係へそれぞれ移管したほか、資源循環社会の形成に向けた区の姿勢を明示するため、リサイクル推進係の名称を、担当課長の新設と合わせる形で、資源循環推進係へと変更したところでございます。

防災まちづくり部ですが、地域交通政策のさらなる強化のため、バスや自転車、舟運など、地域交通政策を所管する地域交通政策課と地域交通担当を新設いたしました。交通政策の連携強化を図るといふ観点から、交通安全担当課長ほか、土木管理課の交通安全係、自転車対策係についても同課に移管したところでございます。

次に、教育委員会事務局でございます。教育総合支援センターの相談支援担当につきましては、不登校・相談担当、学校支援担当、いじめ対策担当の3つの係に分割し、いじめ・不登校対策に係る体制の強化を図ったところでございます。

最後に、選挙管理委員会事務局につきましては、法改正やデジタル化の推進により選挙制度が複雑化する中で、効率的で安定した体制を構築するため、次長制を廃止して、担当主査制へと変更したところでございます。

以上が、令和6年4月からの区の組織についてのご報告となります。

つたない説明で恐縮ですが、私からの説明は以上でございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○石田（秀）委員

組織がこういうふうになって、区民の皆様のためにいい組織となることを大変期待します。ただ、大変だなあと思っています。大変とはどういう意味で大変かということ、昨日も何か選挙が終わって、99ぐらいセクハラだパワハラだと訴えられた市長選挙の出直しがあつたとか、今、コンプライアンス推進担当もできてやっていくということなのだけれども、ある雑誌を読んだら、何かやはりそれはセクハラで、それは民間の会社で、いろいろ社内でもめて、その管理職の人が替わつた。替わつただけで、その女性がセクハラと言っていたのだけれど、後になって分かつたらしいのだけれども、それでどうすると、訴えるかみたいな話で、ちょっと訴訟みたいになっているのだけれど、その時もう既に精神科へ通っていたのだというのです。その雑誌では。精神的に結構大変だったのではないかと、それで、その上司のセクハラという、それはセクハラになっていたけれど、セクハラということだと思つて大分もめたけれど、結果としては、そういう、たまたま精神科に通われている状態だったみたいな、それが後で分かつて、ではそれはどうなのみたいなことがあつて、ではどうするというような話になって、それは訴訟なのかどうなのかというのが、そういうふうになっているから雑誌に載っていたのだけれど。

こういうものは、もちろん区民の皆様のために一生懸命皆さんもやっていただくのだけれど、学校だって教員だって、それこそ児童・生徒に叱るということだつてあるわけです。生き抜く力だつて身につけてほしいとやっているわけです。それで、職員の方々だつて、区民の皆様のためにとつたら管理職の人は、やはり叱つたりということだつて出てくるわけです。その職員の方もどういう状況かというのは分からないときもあるかもしれない。そうなつたときに、こういうものは、もちろん、だからこういう担当というのだけれど、基本はどういうスタンスでいくというのがないと、何でも、変な話、言つた者勝ちではないのだろうけれど、それは審査はあるんだろうけれども、皆さんそれはやっぴらっしゃ

るのは分かるけれども、管理職の人が疲弊してしまうような気がしてならないのです。だから、これを乗り越えてやっていこうというときに、そこら辺だけどういうふうにしていくかという、これも考えただけ聞きたいなと思った。大変は大変なのだろうけれど。

○石井コンプライアンス推進担当課長

ハラスメントの考え方ですけれども、こちらはもう、時代によって様々だと思っております。最近では例えば、ハラスメントハラスメントという言葉もあるように、ハラスメントと言えども自己主張が通るといようなこともあったりなどして、まさにその管理職の皆様というのは日々の業務に当たる中でご苦労されていることだと思います。

申し上げたとおり、ハラスメントの定義自体はまああるのですけれども、管理職の皆様が日々の業務に当たるに当たって、気軽にまずは相談できる体制というものをつくっていくことが大事だと思っております。恐らく一概にハラスメントは駄目だと言ったとしても、それはハラスメントがなくなるものではないので、ハラスメントを生まないような組織風土、そういったものができるように、体制を整備していきたいと考えてございます。

○石田（秀）委員

すみません、私もそこら辺がよく分かっていないから伺っているのだけれども、これは私個人もそうになってしまうかもしれないけれど、私もそういうふうな上の立場に行くと、うちの小さい会社だけけど、そういうときがあったりすると、まず、その人間としゃべるけれども、これちょっとと言うと、もうそれから口を利かなくなってしまうのです。こっちも悪い、私も悪いのだけれども、お互いがそうやって話せる雰囲気をつくれないうちも、私は経営者の立場としては、それは私のほうが悪いだろうけれども、現実そういうことになってしまっているのも事実なのです。そうすると、それが、立場的に私はそういう感じだからパワハラだと言われると、そうか、と口を利かないのもパワハラかと言われるとそういうのもあるらしいから、そうになってしまうのです。

だから、管理職の皆さんが職員の方といろいろ話せる環境と今おっしゃったけれども、お互いに相談できる環境というのは分かるのだけれど、なかなか管理職の人でも、口利くの嫌だなと思うような雰囲気になりかねないなど。これは私自身の、自分の体験も含めてそう思っているのだけれど、そういうことになると、決して区民の皆さんにとってはいい組織体とは言えないと思うのです。だから、そう考えたら、非常に難しいのだろうけれど、課長もいらっしゃるのだけれど、ぜひそこら辺は、本当に叱るということだって私は必要だと思っておりますので、そういうことも含めて、ぜひやはり相談体制ができる環境整備というのでもいいけれども、叱ったときの後のことも含めて、その管理職の人がそうなったときにそうなったということも考えてみてあげないと、管理職の人がかわいそうのような気がするのです。

ぜひそこら辺は、どういうふうにやっていくというのはなかなか言えないのだろうけど、何か考えをもう1回聞きたいです。

○柏原区長室長

ハラスメントというところを一つ、テーマでお話いただきましたけれども、職員の側もそうです、管理職側のほうもそうですけれども、例えば誰々がハラスメントを受けていると言っていたところの段階で、まず、相談がきちんとできるかどうか、この体制をよく取るということ。それからあと、ご指摘にもありましたけれども、叱るというお言葉でしたけれど、怒ると叱るは違うというようなことを言われたりとか、指導というところになってくるのはありますし、その部分について、管理者側のほうもその辺のスキルと言っているかどうかあれですけども、そういったところの訓練も必要になってくると思いま

す。

その後において、様々な問題が起きたときに、その職員側もそうですし、管理職側、そういう指導する立場の者を、それがその後どういう影響があるのか、どういう効果があるのかというのはきちんとそれは、組織として、研修なり何なり積み重なっていくということになるのだと思うのですけれども、そういった体制をきちんと組むという姿勢を持って、進めていくということで、コンプライアンス推進担当とできましたけれども、そういったところも含めての態勢整備、それはコンプライアンス推進担当だけではなくて人事課であったり、人材育成担当であったりという部署も区長室にはありますので、それはもう組織だって、そういったところを整備していきたいというふうに思っていますので、日々勉強にはなるということでありまして、そういったところで努力していきたいと思っています。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○須貝委員

すみません、1ページですが、右下のほうに、「自治体経営力を更に強化するため、総務部から経理課・税務課を移管」というふうになっております。そういう自治体経営力を更に強化するということは、特に経理課においては、各事業部の経費について、調査権というのをしっかり持ってこれから進んでいくのでしょうか、教えてください。

それから2ページ、人事課ですが、人材育成担当ということになっているのですが、これは育成も大事ですけど、やはり採用ということも、かなり力を今後入れていかなければいけないかと思うのですが、それはこの中に吸収されているのでしょうか、教えてください。

それと、6ページ、中段下のほうの、生活衛生課で、その下に、管理係というふうに名称変更しているのですが、すみません、全部を見ているわけではないのですが、ほかは、予防接種担当とか、こころの健康推進担当とか様々、そういうふうに分けられているのですが、ここでただ管理係となっても、なかなか一般の区民の人から、何なのだろうなというふうにちょっとまごつくかと思うのですが、いや、そうではないのですよということがあれば教えてください。

そして、7ページの下のほうの、教育委員会事務局なのですが、いじめ・不登校に係る相談体制を更に強化するため、それぞれ、不登校・相談担当、学校支援担当、それからいじめ対策担当を新設するがあります。ということは、このいじめでも何でも、不登校に関しても、総合的、多岐にわたる問題が、1人のお子さんに対して重複して問題点が出てくると思うのですが、こういうふうに明確に分けた場合、変に線引きができて、トータル、では誰がこれをまとめるのだというときにはどうなっているのでしょうか、それを教えてください。本来は、こうやって明確に分割するというのは、何かちょっと違和感も覚えるのですが、いや、そうではないのだということがあれば教えてください。

○崎村企画課長

4つ、ご質問いただきましたが、まず、経理課につきましては、当然、区の全体的な契約を所管する部署でありますので、当然今もそういった契約事務について、全庁的に適正な契約が行われているかというのを指導する、確認する立場になるというふうに認識しております。

また、人材育成担当に変わったところで、委員からは、採用についてご質問いただいているところでもありますけれども、昨年度から今年度にかけて、人材育成・確保基本方針というものを今、作成しているところで、そういった採用の部分も含めまして、人材育成担当においては取り組んでいるというふうに認識しておるところでございます。

管理係の名称については、冒頭の説明でお話させていただきましたけれども、これまで庶務係として、保健所部門の庶務業務を一手に担ってきたところではあるのですけれども、健康推進部と保健所が一体的に今後進めていくというところで、庶務業務を健康課のほうで担うといったところで今回、名称の変更をさせていただいたところでございます。

確かに、委員がおっしゃるように、この管理係というとか管理するの、というところで、やっている事業等、確かに分かりづらい部分というのは多々あるかもしれませんが、そこは組織名称を変更したというところで、しっかりと区民に対しては説明していきたいと考えているところでございます。

教育総合支援センターの係を3つに分けたというところですが、当然この相談支援担当というところで、これまで、今、挙げていただきました、いじめの問題、また、不登校の問題、また、学校支援のHEARTSなども所管をしているところですが、やはりかなりボリュームが増えてきているといったところでございます。そういったところで、各担当、係長をそれぞれ分けて、しっかりと丁寧に見ていくというところで組織改正を図ったところでございますけれども、この組織が分かれたことによって、それぞれ何か縦割りで連携をせずに、それぞれ、不登校だから、いじめだからということで仕事を進めていくのではなくて、教育総合支援センターという一つの課の中で、センター長の指揮の下で事業を進めていくというところですので、これまで以上に連携を図って進めていくというふうに考えております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言ないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 公共施設等総合計画の改定について

○せりざわ委員長

次に、(2)公共施設等総合計画の改定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○吉岡政策推進担当課長

私からは、公共施設等総合計画の改定についてご説明させていただきます。A4資料をご覧くださいませでしょうか。

昨年度、公共施設等総合計画の改定に向けまして、2月にパブリックコメントの実施、また、この間、議会の皆様からのご意見も踏まえながら本計画を策定いたしましたので、ご報告するものでございます。

初めに、項番1、パブリックコメントの実施結果でございます。(1)の実施期間、(2)の応募方法につきましては記載のとおりでございます。(3)意見数でございますけれども、9名の方から延べ49件のご意見をいただいたところでございます。

(4)のパブリックコメントの実施結果のところでございますけれども、いただいたご意見と区の回答を一覧にした資料を本日提供しておりますが、主なご意見、こちらの資料でご紹介いたします。まず、「成熟した都市インフラの持続可能な発展を見据えた、優れた計画となっていると思う」、「これまでの公共施設、公共インフラに比べて、より先進性を求める未来志向を持った計画が必要だと思う」、「自然災害に対する強靱化も公共施設や公共インフラには求められる」、「太陽光パネルの設置には国内の企業が生産するパネルを積極的に使用してもらいたい」、「公共施設を充実させてほしい」、こういったご意見をいただいたところでございます。

次に、項番2の計画の内容でございます。本年1月22日の本委員会におきましてご説明した素案の内容から、主な変更につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料2の公共施設等総合計画をご覧くださいませでしょうか。

初めに、13ページでございます。13ページはA3見開きの全施設一覧図となっているところでございますけれども、こちらは、視認性を高めるため、施設類型ごとに色をつけさせていただきました。

続きまして、99ページでございます。こちらは、PPP/PFI手法導入優先的検討規程、こちらの内容を盛り込むということでございますけれども、そちらに当たりまして、本計画との関連性を示すために、この前文のところに、PPP/PFI手法の活用についての記載を加えさせていただいたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、100ページでございます。

(3)対象とするPPP/PFI手法のところでございますけれども、手法につきまして幅広く検討できるようにというところで、こちらに「主な」という文言を追記するとともに、この表の中の②の手法の中に、Park-PFIや、④の手法、その他公的不動産を活用する手法というところで、幅広く検討できるようにというところでこちらを追記させていただいたところでございます。

恐れ入りますが、A4資料にお戻りいただけますでしょうか。

項番3、今後の予定のところでございますけれども、4月21日の広報しながわ及び区ホームページにおきまして、このパブリックコメントの実施結果と本計画について公表させていただく予定でございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○松本委員

まず、PPP/PFI手法導入優先的検討規程について、予算特別委員会で、それは土木費のほうでやらせていただいたのですが、100ページのところで各PFIを追加していただき、また、主なという文言をいれていただきありがとうございます。こちらをまず、感謝申し上げます。

その上で、資料2の23ページですけれども、(2)の公共施設の更新等に係る経費等の試算ということで、ここで各施設の単価を出していただいているかと思えます。これは、もともとこの素案が去年ぐらいから作り始められているかと思うのですけれども、新庁舎もやはり建築資材の高騰でどんどん今、上がっているところかと思えます。そこで、この単価の試算の根拠のところ、試算根拠と、あと、今後上がっていくことに対する見通しについても伺えればと思えます。お願いします。

○吉岡政策推進担当課長

23ページの試算条件ということでご質問いただいたところでございます。こちらの、試算条件でございますけれども、施設分類別に分けさせていただいておりますが、似たような類似施設の品川区の工事実績、こちらの工事単価を参考に算出させていただいたところが、こちらの数字でございます。

今後の見通しというところでございますけれども、読めないところはございますけれども、こういった部分はしっかりと計画をさせていただいて、冒頭のほうに書かせていただいているところでございますけれども、この契約の見直しにつきましては、こういった数値ですとかが大きくずれてきた部分、社会情勢が大きく変わるようなところがあれば、見直しを図りながらしっかり進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにはないので、以上で本件を終了いたします。

(3) バリアフリー工事（ゼームス坂通り 4 工区）請負契約

○せりざわ委員長

次に、(3)バリアフリー工事（ゼームス坂通り 4 工区）請負契約を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○佐藤経理課長

それでは、報告事項の(3)バリアフリー工事（ゼームス坂通り 4 工区）請負契約についてご説明いたします。お手元の経理課資料の 2 ページをご覧ください。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、3 ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、契約金額は 1 億 5,675 万円、契約の相手方は、株式会社東英建設、代表取締役、中村政秋氏でございます。

支出科目は、令和 5 年度一般会計、令和 6 年度債務負担行為、工期は、令和 7 年 3 月 1 1 日でございます。

おめくりいただきまして、4 ページの工事の概要書をご覧ください。

本工事は、項番 5 の位置図、青色の 4 工区 250m と書かれている所の整備工事となります。

主な工種は、項番 4 に記載のとおりですが、具体的には下の写真のとおり、歩道と車道の段差および勾配を改善し、点字ブロックの整備等を行うものでございます。

なお、本件は本日の建設委員会で工事内容の詳細が報告されております。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○須貝委員

すみません、1 点だけ。このゼームス坂、工区、年度もそうですけれど、これだけ分けたのは、普通そのままずっとこのゼームス坂、ずっと 1 回までやってしまうと思うのですが、何でこういうふうに少しずつ進めているのですか。ほかの所はみんなきれいになっているのですが、その理由だけ教えてください。

○佐藤経理課長

何でこの一つの道路について、今回は 4 回に分けているかというところですけども、ここの道路に限らず、ほかの大規模な道路工事ですとか、あるいは、そのほか、この後出てきますけれど下水道の工事ですとか、そういった所はある程度分割して発注しているところです。原則として予算が年度単位となっているところが一つと、長期間の工事になりますと、それだけ事業者としましても、その間技術者などを取られるというところもありまして、入札の関係で応札しにくいという事情も聞いておりますので、そういったところを踏まえて、今回こういった発注になっているというふうに認識しております。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ご発言ないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 品川区北品川三丁目付近再構築その2工事請負契約

(5) 品川区東品川一丁目付近再構築工事請負契約

(6) 品川区東五反田二丁目、四丁目、五丁目付近再構築工事請負契約

○せりざわ委員長

次に、(4)品川区北品川三丁目付近再構築その2工事請負契約、(5)品川区東品川一丁目付近再構築工事請負契約および(6)品川区東五反田二丁目、四丁目、五丁目付近再構築工事請負契約につきましては、関連する内容のため、一括して議題に供します。

これら3件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○佐藤経理課長

続きまして、報告事項(4)から(6)までですが、こちらは東京都の下水道局からの受託事業のため、一括でご説明いたします。

最初に、(4)品川区北品川三丁目付近再構築その2工事請負契約についてご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、次の6ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

5ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億780万円、契約の相手方は、株式会社松本組東京支店、支店長、高橋浩一氏でございます。

支出科目は、令和5年度一般会計、令和6年度債務負担行為、工期は、令和6年11月21日でございます。

おめくりいただきまして、7ページ、8ページの工事の概要書をご覧ください。

本工事は、8ページの案内図に示しました範囲におきまして、下水道施設の雨水排水能力の増強を図ること、および老朽化対策のため、既存の下水道管の補強、小型ますの設置等を行うものでございます。

続きまして、報告事項(5)品川区東品川一丁目付近再構築工事請負契約についてご説明いたします。資料は9ページです。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、10ページの入札状況調書に記載のとおりでございます。

9ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億868万円、契約の相手方は、沼田土建株式会社東京支店、東京支店長、山中猛氏でございます。

支出科目は、令和5年度一般会計、令和6年度債務負担行為、工期は、令和7年1月24日でございます。

おめくりいただきまして、11ページ、12ページの工事の概要書をご覧ください。

本工事は、12ページの案内図に示した範囲におきまして、下水道施設の雨水排水能力の増強および老朽化対策のため、既存の下水道管の補強、小型ますの設置等を行うものでございます。

続きまして、(6)品川区東五反田二丁目、四丁目、五丁目付近再構築工事請負契約についてご説明いたします。資料は13ページです。

契約方法は、制限付き一般競争入札で、入札経過は、14ページの入札状況調書に記載のとおりでござ

ざいます。

13ページにお戻りいただきまして、契約金額は1億560万円、契約の相手方は、日本ノーディングテクノロジー株式会社、代表取締役、山田直樹氏でございます。

支出科目は、令和5年度一般会計、令和6年度債務負担行為、工期は、令和7年1月24日でございます。

おめくりいただきまして、15ページ、16ページの工事の概要書です。

本工事は、16ページの案内図に示した範囲におきまして、下水道施設の雨水排水能力の増強、および老朽化対策のため、既存の下水道管の補強、小型ますの設置等を行うものでございます。

なお、以上3件につきましては、本日の建設委員会におきまして工事内容の詳細が報告されております。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○須貝委員

実にきれいに三者に分かれて、順番に通しているというのがよく見えて、こういう加工技術を持っている会社が少ないのかなというふうには思いますけれど、ただ今回、明確に、辞退理由というのを記載していただいて、配置予定技術者の配置が困難になったため、というふうに明確に書いてあるということは、もう大体、この会社で分かっているのに、なぜその入札に参加して途中で辞退するのかというのは、何か区で無理やり頼んでいるのですか。もうあらかじめどこか取ったらここを受けられないの分かっている、入札に参加するというのは不思議な気がするのですが、すみません、区としての見解はどうお考えですか、教えてください。

○佐藤経理課長

本件についてのご質問ですけれども、1つ目ですけれども、やはり下水道の工事ということで、いわゆる建物の建築ですとか道路工事に比べますと技術の種類がかなり限られているという面がありまして、実情としましては、受けてくれる事業者が少ないということは事実でございます。

また、辞退されるのに入札に参加するということですが、こちらのほうは、まず、最初に公告する際に、その工事の概要を示して、まずは手を挙げてもらう。その後、図面ですとか、そういった詳細を見ていただいた上で入札に参加していただくということがございますので、その間に、各事業者の中で、この工事に参加するかどうかという判断があらうかと思えます。したがって、その中で参加が難しいという場合は辞退するところがあるかと思えますので、この工事に限らず、ほかも同様でございますので、ご理解いただけると。

○せりざわ委員長

ほかにごありますか。

○石田（秀）委員

すみません、ちょっとこれは建設委員会の内容に行ってしまうかもしれないのだけれども、どこでもいいのだけれど、一番言いたいのは北品川三丁目だから、三丁目にしましょう。この工事が、工期はいいのですけれど、いつから始まるのでしょうかというのが一つ。

それで、なぜこういうことを言うかということ、特にこの北品川三丁目は、ほかもそうなのだけれど、東品川一丁目もそうだけれど、この場所は何かというと荏原神社と品川神社の例大祭があって、それで

東品川一丁目の所は、みこしは通る場所だけれども、そんなに、これだけ広い所だしというのがある。こっちの北品川三丁目は、まさにこれ品川神社の前で、いつから工事が始まって、例大祭は6月の7日、8日、9日で、そのときに地域ときちんと打合せをしてあるのでしょうかというところの確認だけしたいのです。

これは、もし工事をやっていて、何か大もめしたら嫌なので。本当に、品川神社の前は雑踏みたいになって、非常に知っている方は知っているぐらい、第一京浜は大変な状態になるので、もめても嫌なので、ぜひ、そこらの辺のところの工期がいつから始まってどういう状況になっているかだけ、心配しているので教えてください。

○佐藤経理課長

ちょっと所管ではないところになろうかと思うのですが、1つ目ですけど、工期については、契約ですので、4月1日からそれぞれの終期までということで、具体的な工事スケジュールについては、申し訳ないですがお答えできないところです。

ただ、下水道の工事になりますので、周辺に対しての説明はもちろんですけども、交通機関との調整ですとか地元との調整というのは、限らずやっているところですし、特に夜間作業が可能なところは夜間作業にするということですし、あるいは道路を開削して通行止めにしてやらなくても、下水道の技術で、中にずっと材料を入れて工事するという方法がありまして、そちらで取れるのであればそちらをやるということで、極力影響しないようにやるというふうには所管から聞いておりますので、調整しながら進めていくという認識でございます。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 職員事業提案制度について

○せりざわ委員長

次に、(8)職員事業提案制度についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○岡秘書担当課長

私からは、令和5年度実施しました職員事業提案制度についてご報告させていただきます。

まずは、項番1、概要です。

目的としまして、①「区民目線」に立って職務に取り組んでいる職員のポテンシャルを最大限に活かしたアイデアを募集し、真に区民が求める事業を実現することで、区民の幸福度の向上を図る。②職員が直接、区長に事業提案を行い、自ら考えた事業が具体的な形となり実現化される機会を設けることにより、職員のやりがいや仕事に対するモチベーションの向上を図る。

対象としましては、全職員を対象とし、募集する提案は、自由な発想によるもののうち、令和6年度に実現可能な具体的かつ建設的なものの募集を行いました。

次に、項番2、選考経過についてです。8月上旬から9月の中旬にかけ、提案を募集しました。その結果、33件の応募がございました。

次に、応募のあった33件の提案において、要件確認・書類選考を実施しました。9月の下旬に企画課・財政課とも連携し、全提案書の内容等の要件確認後、本審査、これが区長プレゼンになるのですが、

その対象とする提案を決定し、その結果、17件を本審査対象提案といたしました。

そして最後に、10月下旬に本審査、区長プレゼンを実施しました。区長・両副区長に対して、提案者が直接、事業提案をプレゼンし、有効性・実現性・費用対効果等の観点から総合的に判断し、採用提案を決定いたしました。その後、各所管にて予算要求をし、通常の区長査定を経て、令和6年度の予算化へ至りました。

採用提案数としましては15件、そのうち新たに令和6年度に予算化された提案数は9件となっています。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

○中塚委員

職員事業提案制度についての報告をいただきました。この4月16日、この時期の委員会の報告になる理由というか、毎年この時期に報告していきたいというのか、その時期について伺いたいと思います。つまり、予算特別委員会が終わって、第1回定例会本会議の最終日で議決がされて、その後にその経過の説明、報告をしたいということなのか、そこだけ、時期についての理由を教えてください。

○岡秘書担当課長

委員がおっしゃったとおり、予算の議決をいただきました、このタイミングでご報告をしたものです。

○せりざわ委員長

ほかにごありますか。

○須貝委員

職員事業提案制度ですが、こういうふうきちんと提案したものを、事業提案、プレゼンテーションを行って、自ら考えた事業が具体的な形となり実現化される機会を設けることにより、というふう書いてあるのですが、なかなかその、プレゼンを区長の前で、部長だ、課長だ、いる前でなかなか、そう自分の意見を考えてまとめるというのは、私は少しハードルが高いのではないかと思います。

民間の企業だと、もう、どんどん出してもらって、年間数千件とか、そういう単位で、何かちょっとしたヒント、発想があったら、それをどんどん提案してもらって、気づいたことをやはりできるだけ多くの方から提案してもらおうと、多くの人の知恵を借りるという姿勢があってもいいのではないかなというふうに思います。

事業提案も必要だと思うのですが、逆に業務の提案というのももちろんありますよね。業務の中の、仕事をしている中の提案、それから、その窓口の提案、区民の声をやはり直接聴く、ここにも書いてあるのですが、区民が求める事業を実現することで、区民の幸福度の向上を図る。要は、その窓口で区民の声を聴いて、いや実はこういうことがあったんだよということ、上層部に、課長なり、部長なりにきちんと提案するというのも取り入れていくべきではないかな。

こういうふうにながちにならると、何か言えるものも言えなくなってしまうのかなということ、あとは、一般企業だと報奨金というのが出ているのです。それで、1つ提案すると500円から1,000円ぐらいの報奨金を出して、さらに、それが、提案が受理されて、実際実行するようになったら、さらにまた報奨金を出すというような、そういう仕組みがあってもいいのではないかなという気がするのです。

ただ提案してください、お願いしますよ、皆さん、区民のため、区の、行政の、これからやっていく

区民サービスのためということもありますけど、やはり何らかのインセンティブというのですか、何かがあったほうがより出せるのではないかな。現に、一般の企業ではそういうことをされているので、それで多くの提案事項が出ていますので、そういう、がんじがらめで、お金も出せない、口も出せないというのではなくて、幅広い考え方で、1人でも多くの人の知恵を借りる工夫というか方向性を取っていったほうがいいような気がするのですが、実際こうやっているのですよということならばあれなのですが、ちょっとその考え方を聞かせてください。

○岡秘書担当課長

幾つかご質問いただきまして、まず、プレゼンのハードルが高いのではないかとこのところですけども、確かに初めて区長や両副区長の前でお話をしてということは、職員にとってはちょっと緊張とハードルが高い面もあるかもしれないですが、やはりそのために自分の勉強をしたり、プレゼンを作ったりというところがありますので、やはりそれは職員の政策能力形成のため必要なことだと、こちらのほうは認識しております。

また、窓口でいろいろな区民の声を聴いたりというところがあるところで、それを政策につなげていくのが一番いいのではないかとというようなご質問でしたが、確かにおっしゃっていただいたように、窓口で聴いたものをその所管で対応していくというのがとてもスムーズで、よいことだと思います。この職員提案制度は、例えば自分の所管ではないところ、もしくは多岐にわたって政策を練らなければいけないこと、そういったところも含めていますので、ある意味そういったところは、こういった職員提案制度を有効に使っていただいてというふうに考えております。

最後に、インセンティブはあるのかということのご質問ですけども、今回、職員提案制度につきまして、インセンティブというような報償は設定しておりません。報奨で、お金でというよりも、その職員が一人一人、皆一丸となって区政をよくしていこうというような形の、インセンティブを上げていくようなところを目標にしていますし、ある意味、区長の前で自分が発表できて、それが形になっているところで、やはりそういった働きたい、一緒になって働こうというようなモチベーションを上げていくということで、このような職員提案制度というものを設定しております。

○須貝委員

人事課のほうでいろいろ考えられて、進んできたのではないのかなと、一端は担っているのだと思うのですが、やはり区の職員でも、いろいろな多くの方がいらっしゃるではないですか。細かいところに気がつく人もいる、それから、本当に区の事業の提案をする方もいる、だけど、業務だったらこれを提案できる人もいる。

今、お話を聞きましたけど、全ての人がそういうふうに自分でプレゼンして、こうだよ、だから将来こうだ、だからこういう予算でというのは、なかなか積み上げていくというのは難しいと私は思います。区の職員の方も優秀な方がたくさんいらっしゃるの分かってはいますけど、ただ、何かその発想とかヒントとか、何かちょっとした提案をしてくれて、それを一つでも、1,000来れば10、20ぐらいの、何かすごくいい提案もあるのではないかと思います。今後何かそういうことも考えていただいて、1つでもいい提案を拾えるように、区民サービスの向上、また、区政の発展のためにやっていただきたいと私は思います。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

○松本委員

インセンティブの点が今、話に出たので、予算特別委員会でも少しお話しさせていただいて、もう報酬金については実際にやっている自治体もあるということで、それについては今回はやらないということかと思えます。そのインセンティブは別にお金だけではなくて、先ほども、自分がやった、プレゼンしたことが実現するというのも一つのやりがいにつながる、インセンティブにつながると思うのです。

もう一個、実際に自分が提案したことに関われるという点についても、予算特別委員会で少しお話をさせていただいて、ご答弁で、すぐではないけれども、ポストの公募制も検討というようなお話も、たしか予算特別委員会のときにもあったのではないかと思います。この点の検討状況はいかがでしょうか。お願いします。

○岡秘書担当課長

人の、人事異動という、関わり方というところですが、今年度に入りまして、人事課のほうと調整、連携をしまして、今後その提案した人が、自分が提案した事業に関わっていけるような携わり方ができる方法というのを今、模索、検討しております。

○松本委員

分かりました。

○せりざわ委員長

ほかに。

○石田（秀）委員

私はもうずっと前から、こういうふう職員に提案していただいて、それを実現化してモデル事業化していくというのは、もうずっと前から言っていて、それこそ、役所で最初にやった頃から、ずっとこれをもっとやれと言ったらすぐ駄目になってしまって、提案だけして、何だ、これではしょうがないだろうというような形があったと思うのですが、これが実現化できたのは、これはこれですごくいいことだと思っています。

今もちょっとあったけれども、これを期間をある程度区切って、本人に責任を持たせる、今、そこができていないのであれば、今度、事業を任せられた課があるわけです。それを育ててあげないと次が出てこないわけだから、3年で駄目ならやめてしまってもいいわけだし、私は3年ぐらいが一つの目安、モデル事業だってそうなのだから、それぐらいをある程度決めて、募集するときも、そうして自分もやっていって、私の感覚は、そこで、例えばせっかく今、経営戦略をやっているというのであれば、稼げるものというふうなポイントを、こちら側からつくってもいいと思うのです。

だから、それはよかったらやっていきますよと、やればいいのだから。もちろんそれはそうではなくてもいいのだけれど、いろいろな目で全部見てやって、というのでもいいのだけれど、そういうことも、こちら側がそういうことを考えてあげて、こういうことでどうだろうみたいな、前は、そういうものはどうだろうと言っていたら、所管の部課長のハードルが高かったのです。せっかく区長、副区長のハードルと、プレゼンはハードル的に高いのかもしれないけれど、それでこういう9件が実ったわけだから、そのほうがもっといいと思っているわけです。

だから、そういうところまでやっていくことによって、多分、提案する人が今度、普通に、常態化してくれば、部課長も一緒になって提案してくれると思うのです。そういうところまで持っていけば一番いいと思っているので、これは2年目だったら、もう1回やって、今度はどういうことで、例えば今言ったように、本当経営戦略的に稼ぐことも含めて考えていこうとか、そういう、もっと言えば、例えば使用料を見直して、これぐらい稼いだっていいのではないかと、こういう層もあるからこうだとか、そ

ういう提案だっていいわけではないですか。それを部課長、こうやって言ってきた方がいいわけだから。

そういうことも含めて、何か募集できるようなことをしてほしいなあと思っているのだけれども、いかがですか。

○岡秘書担当課長

委員からアドバイスいただきまして、その経営戦略的な稼げるものというような形で、一旦こちらから項目を出したらどうかというところの提案で、確かにとてもよいことだなと思います。今は本当に、職員が日々業務をやっている中で気づいたことを挙げてくださいますというところがメインだったので、だんだんそれが定常化していったところで、こちらから、こういうところを今、変えてみたいよ、ちょっといい案ない、というような形で出すのはとてもよいなと思いましたので、今後研究、検討していきたいなというふうに思っております。

今年の提案制度もそうなのですが、やはり提案自体で最初にいただいたものは、結構予算的にも莫大なものがあつたりなどして、それが果たして今後、10年、何十年というふうに続いていけるかどうかというのがやはりちょっと不透明で分からなかった部分もありますので、今年実施するものは、テストケースだったり、モデル実施、そういったところから始めて、今後もっと広げていけるかどうかというところを見ているということもありますので、そういった形で職員提案制度は進めてまいります。

○石田（秀）委員

結構です。よろしくをお願いします。

○せりざわ委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(9) 債権の放棄について

○せりざわ委員長

最後に、(9)債権の放棄についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大串会計管理者

それでは、私から債権の放棄についてご報告させていただきます。

私債権等の放棄につきましては、品川区私債権等の管理に関する条例によりまして、私債権等を放棄する際には、品川区債権管理審議会の意見を聴取し、放棄したときは議会に報告することというふうになっております。本日の報告はそれに基づくものでございます。

それでは、恐れ入りますが、資料の1ページをご覧くださいと思います。こちらのほう、総括表になっております。

今回放棄する債権は、福祉部所管の生活保護費の弁償金、これが6件、それから障害者福祉手当における過払い金が1件、合計7件ということでございます。

放棄した債権総額は28万1,837円です。いずれも、今年、令和6年2月29日の品川区債権管理審議会においてご審議をいただいたものでございます。

それでは、債権別にご説明させていただきます。恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧くださいと思います。

こちらでございます。まずは生活保護費の弁償金でございます。こちらは、いずれも備考欄にありま

すように、品川区私債権等の管理に関する条例第13条第2号に定めます「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき」という事由で、令和5年1月26日に徴収停止をかけました。その後、第17条第1項第2号に定める「徴収停止の措置をとった私債権等について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間」、これは大体1年と考えておりますけれども、これを経過した段階において、「なお債務者が無資力またはこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき」に該当することを根拠に、債権を放棄したものでございます。

放棄した債権は6件で総額19万837円になります。

恐れ入ります。次に、3ページでございます。3ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらが、障害者福祉手当における過払い金になります。この間、債権回収に努めてきたところではありますけれども、第17条第1項第3号の「破産法その他の法令の規定により債務者が私債権等につきその責任を免れたときまたは法人である債務者が破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定した」と認められることに該当することを根拠といたしまして、債権を放棄したものでございます。

放棄しました件数は1件、総額9万1,000円ということになります。

雑駁ですが、私からは以上でございます。

○せりざわ委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

ご発言がないようですので、以上で、本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

○せりざわ委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○せりざわ委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。

○午後2時08分閉会